

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部 を改正する条例の施行期日を定める規則 (県例規集登載)		目次	岡山県公報
			発行 岡山県
		担当課(室)	
			目次
			担当課(室)

◎岡山県規則第六十六号

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例（令和三年岡山県条例第六十三号）の施行期日は、令和三年十二月二十四日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。